

魚沼市公共施設使用料・手数料の 算定に関する基本方針

令和5年8月

魚 沼 市

【 目 次 】

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 使用料等の算定方法の見直し..... | 1 |
| 1 はじめに..... | 1 |
| 2 これまでの経過..... | 1 |
| 3 使用料等徴収の基本的な考え方..... | 1 |
| (1) 受益者負担の原則..... | 1 |
| (2) 算定方法の明確化..... | 2 |
| (3) 効果的・効率的な行政サービスの提供..... | 2 |
| (4) 定期的な見直し..... | 2 |
| 4 対象とする受益者負担..... | 2 |
| (1) 受益者負担の種類..... | 2 |
| 5 使用料の算定方法..... | 3 |
| (1) 原価に含める経費..... | 3 |
| (2) 受益者負担割合..... | 4 |
| (3) 算定方法..... | 6 |
| (4) 市外利用者の取扱い..... | 6 |
| (5) 営利目的等の取扱い..... | 7 |
| (6) 指定管理者制度導入施設..... | 7 |
| 6 手数料の算定方法..... | 8 |
| (1) 原価に含める経費..... | 8 |
| (2) 受益者負担割合..... | 8 |
| (3) 算定方法..... | 8 |
| 7 その他..... | 9 |
| (1) 使用料等の調整..... | 9 |
| (2) 激変緩和措置..... | 9 |
| (3) 端数処理..... | 9 |
| 第2章 減免の基準..... | 10 |
| 1 減免基準の取り扱いについて..... | 10 |
| (1) はじめに..... | 10 |
| (2) 減免に関する基本的な考え方..... | 10 |
| (3) 使用料の減免基準..... | 10 |
| (4) 手数料の減免基準..... | 11 |

第1章 使用料等の算定方法の見直し

1 はじめに

本市では、これまで行政改革の一環として使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを行い、自主財源と市民負担の公平性の確保に努めてきました。

しかし、平成26年度以降使用料等の見直しを行っておらず、近年の資源・穀物価格の上昇や円安の進行などにより各種物価が上昇していることから、相対的に使用料等が下がることになり、これにより自主財源の確保等が厳しい状況になっています。

そこで、使用料等を社会情勢やサービスの利用実態等に合わせた適正な受益者負担を維持するために、この度平成19年3月に策定した「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」（以下「見直し基本方針」という。）を全面的に見直し、「使用料・手数料の算定に関する基本方針」（以下「算定基本方針」という。）として新たに策定することとしました。

2 これまでの経過

- | | |
|---------|--|
| 平成19年3月 | 行政改革の取組の一環として「魚沼市集中改革プラン行動計画」を策定し、自主財源の確保と市民負担の公平性を図るため、使用料・手数料を見直すこととしました。あわせて実行計画として見直し基本方針を策定し、合併以来初めて統一的基準による使用料等の見直しを行いました。 |
| 平成26年4月 | 消費税率が5%から8%に引き上げられることから、施設使用料について増税分を転嫁することを基本とした予算編成及び条例改正を行いました。 |
| 令和元年10月 | 消費税率が8%から10%に引き上げられましたが、使用料等の値上げによる利用者数の減少を考慮し、使用料等の各単価は変更しませんでした。 |

3 使用料等徴収の基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

公共施設の運営や証明発行等の行政サービス（以下「行政サービス」という。）を提供するためには、必ず人件費や施設等の維持管理費といった経費がかかっています。行政サービスを賄うべき経費は、税金で賄われることが理想であるものの、サービスを享受する対象が全ての市民である場合と、一部の市民である場合があります。

したがって、市民負担の公平性を保つために、例えば、集会施設や体育館・公園など公の施設の利用者からは、その対価を使用料として、また市が特定の人のためにする事務に対してはその経費を手数料として、それぞれ受益者から応分の負担をいただくことを原則とします。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、使用料等の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。使用料等の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費（以下「原価」という。）を算定基礎とし、各施設及び各事務で不平等が生じないように、統一的な算定基準を設けるものとします。

(3) 効果的・効率的な行政サービスの提供

これまで市では、行政サービスの提供にあたって事務の効率化や適正な人員配置、効果的な業務委託、指定管理者制度の導入などにより、経費節減の取組を進めてきました。行政サービスの提供に係る経費は、使用料等の算定基礎となるため、今後も引き続き利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行います。

(4) 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則として3年ごとに料金の見直しを行うものします。

4 対象とする受益者負担

(1) 受益者負担の種類

| | |
|------|--|
| ①使用料 | 地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの |
| ②手数料 | 地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの |
| ③その他 | ①②以外に地方自治法第224条の規定に基づく分担金、法令等に基づく負担金又は事業実施に伴い利用者等から徴収する法令等に基づかない費用など、市が市民等から徴収するもの |

地方自治法

第224条(分担金)

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第225条(使用料)

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条(手数料)

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 適用除外

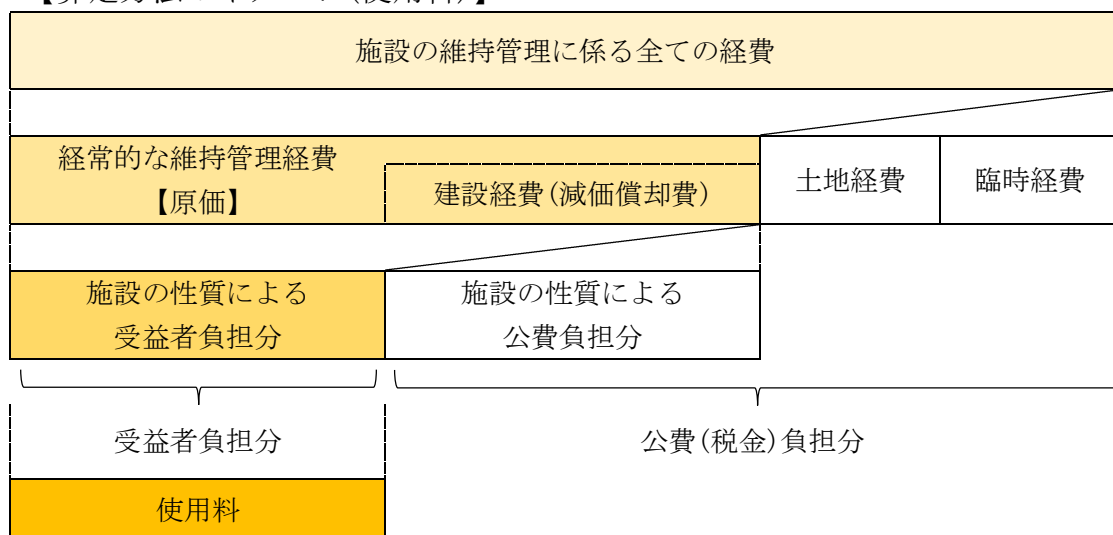
次に掲げるものについては算定基本方針の適用外とします。

- ① 法令等により基準が定められているため、市が独自に設定することが適当ではないもの
 - ・ 学校
 - ・ 市営住宅
 - ・ 県手数料条例 等
- ② 特別会計、企業会計に係る施設
 - ・ 水道事業 等

5 使用料の算定方法

本市においては、前述した受益者負担の原則に基づいて使用料の設定を行うものとし、以下のとおり統一的な算定方法を設けるものとし、

【算定方法のイメージ(使用料)】



※減免団体の利用においては、使用料に減免割合を乗じたものを使用料として徴収します。

(1) 原価に含める経費

受益者負担の対象となる経常的な維持管理経費として原価に含める経費は、人件費、物件費、減価償却費及び指定管理業務に係る経費とします。

なお、講座など受益者が特定されている経費、土地取得費、災害対応等の臨時的な経費、維持管理に係る国県補助金の特定財源等は原価には含めないものとします。

| | | |
|-------------|---------|---|
| 人件費 | 報酬 | <p>人件費＝単価×従事職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価は正職員の平均給与額並びに会計年度任用職員の平均報酬額又は事業ごとの報酬額を用います。(退職手当は除く) ・行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費(直接人件費)のほか、間接的に従事する職員に要する経費(間接人件費)も算入します。 |
| | 給料 | |
| | 職員手当等 | |
| | 共済費 | |
| 物件費 | 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等 |
| | 役務費 | 通信運搬費、手数料、火災・建物保険料等 |
| | 委託料 | 施設の運営や維持管理に係る業務委託料 |
| | 使用料・賃借料 | 土地・建物借上料、コピーリース料等 |
| | 備品購入費 | 事務用機器、器具等の備品購入費 |
| | その他 | その他施設の管理運営に要する経費 |
| 減価償却費 | | 施設の建設費、大規模修繕等に係る経費 |
| 指定管理業務に係る経費 | | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費 ・指定管理委託料等、市に発生する経費 |

※土地は、施設を廃止した場合でも市民全体の資産として残るものであり、また、経年に応じて減価償却していく性質のものではないことから、原価に含めないものとします。

(2) 受益者負担割合

公共施設は、市民の日常生活に必要不可欠でありながら民間によって提供されにくい施設や、民間でも類似の施設が提供されるものまで設置目的や性質が多岐にわたっています。このような施設の性質の違いを考慮せず、一律に負担を求めるとかえって公平性を損なう恐れがあることから、使用料の算定にあたっては、施設を性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定するものとします。

本市では、施設の性質を必需性と市場性の2つの基準で分類し、受益者負担の割合を設定するものとします。

I 性質別分類の基準

- ①サービスの内容が基礎(必需)的か選択的かによる区分
- ア 基礎(必需)的サービスとは、次のいずれかに該当するサービスであること
- ・社会的に提供すべきサービス
 - ・市民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス
 - ・上位法に基づくサービス
 - ・国又は県の補助対象事業に該当するサービス
- イ 選択的サービスとは、次のいずれかに該当するサービスであること
- ・個人の価値観の違いなどから必要性が異なるサービス
 - ・生活や余暇を快適で潤いのあるものにするためのサービス
- ②サービスの内容が市場的か非市場的(公共的)かによる区分
- ア 市場的サービス
- ・民間でも同種類似のものが提供されているサービス
- イ 非市場的(公共的)サービス
- ・市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

II 負担割合の考え方

受益者負担割合については、上記の性質別分類に基づき、選択的サービス(対象：少数)、市場的サービス(私益)は、負担割合が高く、基礎的サービス(対象：多数)、公共的サービス(公益)については負担割合が低くなるように設定します。

| | | | |
|--|-----------------------------|---|--------------------------|
| | 受益者負担：50% その他(斎場) | 受益者負担：25% その他(斎場) | 受益者負担：0% |
| | 受益者負担：75% | 受益者負担：50% 集会施設(公民館等貸室利用施設)、スポーツ施設(学校開放舎)、文化施設 | 受益者負担：25% 博物館等 |
| | 受益者負担：100% 産業系施設等 | 受益者負担：75% | 受益者負担：50% |
| | 市場的 | | 非市場的 |

※施設名は公共施設等総合管理計画の施設類型を参考とします。

(3) 算定方法

使用料の算定方法は次のとおりとします。

算定に用いる経常的な維持管理経費(原価)は、維持管理費等の年度間の変動を考慮し、投資的経費等を除く直近3か年度の平均値とします。

なお、下記算定方法に適さない場合や特別な事情がある場合は、個別に算定方法を検討します。

① 占有利用施設(会議室、ホール、体育館、野球場等)

【使用料】

$$= 1 \text{ m}^2 \text{ (面) あたりの時間単価}^* \times \text{貸出面積 (面数)} \times \text{利用時間} \times \text{負担割合}$$
$$* 1 \text{ m}^2 \text{ (面) あたりの時間単価} = \text{原価} / \text{総貸出面積 (面数)} / \text{年間開館時間}$$

② 個人利用施設(入館料等)

【使用料】

$$= 1 \text{ 人あたりの単価}^* \times \text{負担割合 (100\%)}$$
$$* 1 \text{ 人あたりの単価} = \text{原価} / \text{年間利用者数}$$

【特別な事情等による算定例】

急激な物価・燃料費等の高騰に対応する場合など、特別な事情がある場合は次の方法により算定することとします。

- ① 予算事業、各施設等の直近年度及び特別な事情の影響のない直近年度以前の3か年度の事業費(決算額)を算出する。
算出条件：事業費のうち、概ね毎年かかる経常経費で比較するため、委託料のうち工事等に係る設計費、工事請負費、備品購入費等は算入しない。(指定管理者関係経費は合わせて集計)
- ② ①で算出した事業費の合計額から、特別な事情の影響のない3か年度の決算額の平均額に対する直近年度決算額の増減割合を算出する。
- ③ ②で算出した増減割合を、各施設の使用料に乘じ、1円以上100円単位で切り上げる。ただし、激変緩和措置として、前述によらず使用料を調整する場合がある。
- ④ 指定管理者施設において所管課は、指定管理者との協議により、更なる使用料の値上げ(基本協定における利用料上限額引き上げ)を検討することも可とする。

(4) 市外利用者の取扱い

公共施設は、市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられています。そのため、市民等以外が利用する場合には、割増料金を設定できるものとします。

(5) 営利目的等の取扱い

販売による営利等を目的とした利用の場合又は入場料を徴収する場合に対しては、割増料金を設定できるものとします。

(6) 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度による利用料金制を導入している施設であっても算定するのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する使用料です。したがって、指定管理者施設の利用料金は、市が使用料の見直しを行い、条例改正等の手続を行ったうえで指定管理者が設定します。あわせて、市は指定管理委託料を見直す必要があります。なお、既に基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定締結期間中は現行料金のままとし、見直した利用料金の適用は新たな基本協定締結時とします。

6 手数料の算定方法

(1) 原価に含める経費

受益者負担の対象となる経常的な事務処理経費として原価に含める経費は、人件費、物件費とします。

| | | |
|-----|---------|---|
| 人件費 | 報酬 | 人件費＝単価×従事職員数 ・単価は正職員の平均給与額及び会計年度任用職員の平均報酬額を用います。(退職手当は除く) ・所要時間に算入する事務は、申請書受理、書類審査、現地調査、証明等作成、交付に係る事務に限定します。ただし、許可等に係る手数料に限り、事前相談を含めます。 |
| | 給料 | |
| | 職員手当等 | |
| | 共済費 | |
| 物件費 | 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等 |
| | 役務費 | 通信運搬費、手数料、保険料等 |
| | 委託料 | 当該事務に使用する電算機器の保守委託料等 |
| | 使用料・賃借料 | 当該事務に使用する電算機器のリース料等 |
| | 備品購入費 | 当該事務に使用する事務用機器等の備品購入費 |
| | その他 | 当該事務に要する経費 |

(2) 受益者負担割合

手数料は、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則として1件当たりに係る経費の100%を受益者の負担とします。

(3) 算定方法

手数料の算定方法は次のとおりとします。なお、算定に用いる経常的な事務処理経費(原価)は、事務処理経費等の年度間の変動を考慮し、特別な事情がある場合を除いて直近3か年度の平均値とします。

【手数料】

＝1件(人)あたりの単価※×負担割合(100%)

※1件(人)あたりの単価＝原価／総件数(総人数)

※上記算定方法に適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

7 その他

(1) 使用料等の調整

使用料等の算定については、次の要件も勘案します。

- ・ 近隣自治体の状況
- ・ 民間施設の状況
- ・ 同種、類似施設の使用料等とのバランス
- ・ 現在の利用状況

(2) 激変緩和措置

改定算定使用料等が現行料金と比べて大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として改定額の上限を、現行料金の1.5倍にあたる金額とします。

(3) 端数処理

算定した使用料等の単位は、10円単位を切り上げて100円単位とします。算定した使用料等が100円未満の場合は、1円単位を切り上げて10円単位とします。

第2章 減免の基準

1 減免基準の取り扱いについて

(1) はじめに

公の施設は、公共の福祉の向上を図るための施設であることから、市民が低廉な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるよう受益者負担割合を設定し、受益者負担率に応じた減額を行っており、使用料については、その利用に応じて誰しも公平に一律的に負担することを基本として設定しています。

しかし、高齢者、障害者等の社会的弱者への配慮や、社会教育団体、社会福祉団体、地域住民団体などのまちづくりに関する活動を支援・推進する観点から、行政目的に則ったうえで政策的で特例的な措置として使用料の減免規定を設けるものとします。

(2) 減免に関する基本的な考え方

①受益者負担の原則の徹底

減免に係る負担は税金で賄うことになることから、受益者負担の原則を徹底するため、減免制度は例外的な措置であることを明確にし、その範囲は、本来の目的・必要性に即し、真にやむを得ないものに限定する必要があります。

②基準の統一・厳格化

公平性と公正性を確保するため、また、利用者と管理者にとってわかりやすい制度とする必要があるため、減免率は100%と50%の2種類とします。なお、減免措置を行うには、それぞれの施設等の条例に減免措置を行うことが規定されている必要があります。条例に減免の規定がないものは減免措置を行うことはできません。

(3) 使用料の減免基準

① 10割(全額)減免

| ●公益・公共性が高いと認められるもの | |
|---------------------------------|---|
| 区 分 | 設定の理由 |
| ア 市が公用で使用する場合 | 行政機関が実施する活動は、公益・公共性が高いこと |
| イ 市スポーツ協会又は市文化協会が主催する場合 | 市内において中核的な役割を担い、全市的に展開するスポーツ活動、文化活動は公益・公共性が高いこと |
| ウ 市が認定する福祉団体が設置目的に沿って本来の活動をする場合 | 行政機関の活動を補完し、又は公共の福祉を助長する活動は公益・公共性が高いこと |
| エ 障害者(介助者を含む)が使用する場合 | 障害者の社会活動を促し、公共施設を利用した活動を助長する必要があること |

| | |
|----------------------|--|
| オ 中学生以下の者が利用 する場合 | 基本的に所得がないことと合せて、青少年の健全な育成を図るため、公共施設を利用した活動を助長する必要があること |
|----------------------|--|

② 5割(2分の1)減免

| ●公益・公共性が比較的高いと認められるもの | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 区 分 | 設定の理由 |
| ア 市スポーツ協会又は市文化協会に加入する団体が使用する場合 | スポーツ活動、文化活動は、比較的公益・公共性が高いこと |
| イ 自治会・町内会、集落区及び連合町内会使用する場合 | コミュニティ活動は、比較的公益・公共性が高いこと |

(4) 手数料の減免基準

手数料の減免は、魚沼市手数料徴収条例(平成16年条例第74号)第6条各項を基準として設定します。